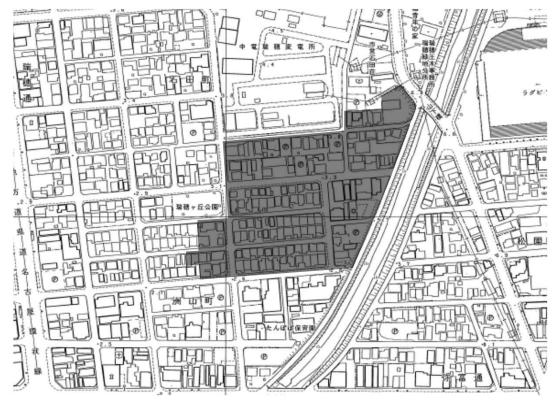
洲山町3丁目町内会地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注)上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 瑞穂区洲山町1丁目、洲山町3丁目、石田町2丁目

【最初の認可】平成18年3月27日 【最近の認可年月日】平成18年3月27日 【認可番号】17指令住建指第62-6号

【有効期間】 平成28年3月27日 より 10 年間

【用途地域】 第一種住居地域、第二種住居地域

【制限の概要】

- 1 建築物の階数は地階を除き4以下かつ高さは現状の地盤面から12m以下とする
- 2 風俗営業等、酒類を提供する飲食店営業の用途に供する建築物の建築及びそれらへの用途変更を禁止
- 3 共同住宅で住居部分が床面積30㎡以下のものを禁止

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようにお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。